

## 地域支援ネットワーク部会運営要領（案）

## （目的）

第1条 この要領は、名古屋市緑区地域包括ケア推進会議専門部会設置要綱第4条の規定に基づき、地域支援ネットワーク部会（以下「部会」という）の運営に必要な事項を定めるものとする。

## （組織）

第2条 部会は、常任委員及び専門委員（以下「部会員」という）をもって組織する。

## （常任委員）

第3条 常任委員は、名古屋市緑区地域包括ケア推進会議（以下「推進会議」という）の委員の中から選出する。

## （専門委員）

第4条 専門委員は、次に掲げる者とする。ただし、部会員の推薦により部会の同意があれば他の者を専門委員とすることができます。

- (1) 緑区区政協力委員
- (2) 緑区保健委員
- (3) 緑警察署
- (4) 緑消防署
- (5) 名古屋市新聞販売店見守り協力店
- (6) 名古屋市住宅供給公社南部事務所

2 専門委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

## （運営）

第5条 部会には部会長を置き、部会員の互選をもって定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、会議の議長となる。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指定する者がその職務を代理する。
- 4 部会長の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。
- 5 部会長は、必要に応じて部会を招集する。ただし、過半数の部会員から部会開催の要請があれば、部会長は部会を招集するものとする。
- 6 部会は、部会員総数の過半数の出席がなければ開催することはできない。
- 7 部会長は必要があると認めるときはオブザーバーの出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 8 部会長は、部会において検討した内容を推進会議に報告する。

## （雑則）

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会員の過半数で決するものとする。

## 附 則

この要領は、平成26年6月23日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成27年5月22日から施行する。